

建築基準法第12条第5項に基づく（工事監理・工事状況）報告書  
木造枠組壁工法（特定工程：建て方終了時）

令和 年 月 日

建築主事 様

建築確認済証番号	令和 年 月 日 第 号
建築主氏名	
建築場所	

上記、工事中の建築物の（工事監理・工事状況）に係る結果を次のとおり報告します。

報告者	工事監理者	住所
		氏名 ㊟

設計図書と照合した結果、変更は、 ありません。  
 ありますので、別添のとおり報告書を添付します。

確認項目	内 容	工事監理者用		検査員用		摘 要
		結果	指摘 番号	検査方法	結果	
敷地等	①敷地	a	道路幅員・接道長	A B	適・否	
		b	建築物の道路・敷地境界線からの 離れ及び敷地形状	A B C	適・否	
		c	確認表示板の設置	A	適・否	
		d	設計図書の備え	A C	適・否	
基礎等	②基礎	a	基礎の種類（布・ベタ、他）	A C	適・否	
		b	形状、寸法	A C	適・否	
		c	床下換気口	A C	適・否	
		d	基礎のひび割れ（地盤の不同沈 下）	A C	適・否	
	③土台	a	形状・寸法の確認	A B C	適・否	
		b	材質の確認	A C	適・否	
		c	接合部の確認	A C	適・否	
		d	防腐・防蟻措置、釘・各種金物の 防錆処理	A C	適・否	
	④アンカー ボルト	a	形状・寸法の確認	A C	適・否	
		b	材質の確認	A C	適・否	
		c	配置・緊結の確認	A C	適・否	
	枠組部分	⑤木材の品質	a	木材の品質（腐れ、節）の確認	A C	適・否
⑥床組		a	形状・寸法の確認	A B C	適・否	
		b	材質の確認	A C	適・否	
		c	床根太の支点間距離・ころび止め	A C	適・否	
		d	床高さ	A B C	適・否	
		e	床各部材相互及び床とその他の部 材、床材の緊結（釘種類・本数・ピッ チ）	A B C	適・否	
		f	釘・各種金物の防錆処理	A C	適・否	
⑦耐力壁		a	耐力壁の種類、形状、配置確認	A B C	適・否	
		b	材質の確認	A C	適・否	
		c	たて枠の欠込み部補強の確認	A C	適・否	
		d	たて枠間隔の確認	A C	適・否	
		e	たて枠の補強・まぐさ受けの補強	A C	適・否	
		f	壁各部材相互及び壁とその他の部 材、壁材の緊結（釘種類・本数・ピッ チ）	A B C	適・否	
	g	ホールダウン金物・帯金物等の確認	A C	適・否		
h	防腐・防蟻措置、釘・各種金物の 防錆処理（地面から1m以内）	A C	適・否			
⑧横架材 （床根太・ 床ばり・ まぐさ）	a	形状・寸法の確認	A B C	適・否		
	b	材質の確認	A C	適・否		
	c	接合部の確認	A C	適・否		
	d	中央部付近の下側の欠込み禁止	A C	適・否		
小屋組	⑨小屋組	a	形状・寸法の確認	A C	適・否	
		b	材質の確認	A C	適・否	
		c	振れ止めの確認	A C	適・否	
		d	たるき接合部・たるき間隔の確認	A C	適・否	
		e	屋根下地材の確認	A C	適・否	
		f	小屋組各部材相互及び小屋組とそ の他の部材、屋根下地材の緊結（釘 種類・本数・ピッチ）	A C	適・否	
⑩屋根	a	屋根葺き材の緊結	A C	適・否		

※ 検査方法 A 目視検査、B 計測検査 C 監理者報告

※ 太線枠内には記入しないで下さい



## ■木造（枠組壁工法）検査項目の解説

- 1 検査の重点項目 木造の建築物の中間検査にあたっては、設計時の構造計画、構造計算等で部材や接合部仕様が決まることから、特に構造耐力上重要な部位が設計図書通り施工されているかを重点的に検査することが重要となる。なお、枠組壁工法は、平成13年建設省告示第1540号によりその仕様が規定されており、通常その第1から第8の仕様により設計されている。この告示では、枠組壁工法の使用材料の品質・規格・寸法形式、部材の緊結方法、部材の配置から補強方法など詳細にわたる仕様が規定されていることから、設計図書で判断できない事項については、これらの規定を参考に検査を行うこととなる。

ただし、同告示第9においては、必要な構造計算によって構造耐力上安全が確認された場合は、第1から第7の仕様規定の全部または一部を適用除外とする性能規定が規定されており、この規定を適用している場合は設計図書（構造図・構造計算書）との照合により検査を行うこととなる。
- 2 検査の方法 検査方法としては、目視による確認又はスケール等での測定により確認することとなるが、通常の場合ほとんど目視確認にて判断することとなる。合否判定については、建築基準法関係規定に抵触していないことが基準となる。参考図書としては、「2002年枠組壁工法建築物設計の手引」「2002年枠組壁工法建築物構造計算指針」（社）日本ツーバイフォー建築協会発行）がある。その他、特定工程段階の検査で疑義が生じた場合は、建築基準法第12条第5項の工事状況報告書で確認するものとする。
  - ① 敷地 道路幅員・接道長は、原則としてスケール計測等は必要としないが、敷地と道路境界の杭などについて目視確認する必要がある。しかし、道路幅員が4メートル前後であるとか、道路に関する建築制限が余裕無く設計された建築物などは当然計測により確認することとなる。この場合、検査敷地は道路と敷地境界が境界杭で明確に分かるようになっており、これが前提である。

建築物と道路境界線の離れ、敷地境界線の離れは原則として見ることの出来る範囲で検査することとなるが、道路斜線、北側斜線など制限に余裕無く設計された建築物は、計測するか又は建築基準法第12条第5項の報告書による確認も可能である。
  - ②、③、④ 基礎等 基礎は、RC造の基礎の種類（布、ベタ他）に応じ設計図書通りかを見える範囲において検査することとなる。通常、建て方完了の特定工程時においては、基礎は埋め戻しされており目視が不可能であることから、必要があれば建築基準法第12条第5項の報告を求め確認するものとする。また、土台、アンカーボルトの状況・緊結について、設計図書との照合・確認を行う。さらに、土台の防腐（土台と布基礎の接する面に防水紙を敷く）・防蟻措置、釘や各種金物の防錆処理の状況について確認する。
  - ⑤ 木材の品質 建築基準法施行令第41条の規定に基づき、構造耐力上主要な部分に使用する木材について、節、腐れ等による耐力上の欠点のないことを確認する。
  - ⑥ 床組 根太や床板（構造用合板等）の材質・形状・寸法などについて設計図書との照合・確認を行う。また、床の各部材相互及び床の枠組と土台又は頭つなぎとの緊結、床材の緊結のための釘種類、本数、ピッチが設計図書通りか確認する。さらに、腐食のおそれのある部分及び常時湿潤の状態となる部分に使用する釘、各種金物の防錆処理の状況について確認を行う。なお、上階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合、床根太をあわせたり、床ばりにより補強を要する場合があるので注意を要する。
  - ⑦ 耐力壁 耐力壁の種類、配置、材質、形状、寸法などについて設計図書との照合・確認を行う。また、壁の各部材相互及び壁と床、頭つなぎ又はまぐさ受けとの緊結、壁材の緊結のための釘種類、本数、ピッチを設計図書と照合・確認する。たて枠に欠込みのある場合は、その補強方法について確認する。さらに、浮き上がり防止のための引き寄せ金物（ホールダウン金物）や帯金物の設置について設計図書との照合・確認を行う。なお、地面から1m以内の構造耐力上主要な部分（土台、端根太、側根太、たて枠、筋かい、壁材等）においては、防腐措置、防蟻措置が必要であり、またコンクリートに接する部分や水掛り部分などにおいては、釘、各種金物の防錆処理が必要となるので確認を行う。
  - ⑧ 横架材 材質・形状・寸法、欠込みのある場合の補強などについて設計図書との照合・確認を行う。特に上階の耐力壁の直下に耐力壁を設けない場合、⑥と同様、床根太をあわせて使用したり、床ばりやまぐさの寸法を大きくするなど補強を要する場合があるので注意を要する。また、横架材にはその中央部付近の下側に耐力上支障がある欠き込みをしてはならない（告示第56号第6）との規定があることから注意を要する。さらに、各部材との接合状況や接合金物の確認を行う。
  - ⑨ 小屋組 天井根太、小屋束、もや、棟木及びたるきの材質・形状・寸法、振れ止めの状況などについて設計図書との照合・確認を行う。また、接合部の状況や接合金物の確認を行う。